

北区役所管内道路清掃業務委託(その5) 現場説明書

本委託の作業に当たっては、本現場説明書及び追加事項、特記仕様書に従い業務を履行しなければならない。

1. 履行期限を厳守すること。
2. 受託者は、契約締結後速やかに着手すること。
3. 作業中の事故、その他による一切の損害については受託者の責任において処理すること。
4. 労働者の確保について
この契約に係る労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には土木工事共通仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うものとする。
5. ダンプトラック等の適正な使用について
本委託に係る土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車輛に限って使用すること。
6. 過積載による違法運行の防止対策について
 - 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 2) さし柵装着車、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号。通称ダンプ規制法）の規定に基づく表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - 5) 以上のことにつき、受託者は下請業者を十分指導すること。
7. 作業管理の記録及び関係書類について
受託者は、委託作業に伴う作業管理（岡山市土木工事施工管理基準及び同基準値に基づく施工管理の記録、岡山市・岡山県土木工事共通仕様書に基づく工事関係書類の作成等）の効率化・迅速化・省力化を図るため、作業情報化・電子化を積極的に推進すること。
8. 見積参考資料等について
「見積参考資料」「積算用参考図」は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、これらの資料は、契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。
よって、目的を達成させるための一切の手段については、受託者の責任において定めるものとする。
なお、見積参考資料は、発注課で閲覧することができる。
9. その他
別紙現場説明書追加事項（全区共通）のとおり